

インターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定 (法人のお客さま)

第1条(補てんが行われる場合)

住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)は、第三者がお客さま(法人のお客さま。以下同じ。)の当社ユーザーネーム、各種パスワードおよび認証番号を詐取・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し(以下「払戻し」といいます。)をされたことによって、お客さまが損害を被った場合について、次の各号のすべてに該当するときは、当社はお客さまの請求に応じて、年間1,000万円を限度として、次条に定める金額を補てんします。ただし、お客さまご本人に対して払戻しが行われた場合(払戻し先がお客さま名義の口座であった場合を含みます。)は、補てんの対象外とします。

1. ユーザーネーム、各種パスワードおよび認証番号の詐取・盗取に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われたこと。
2. 当社の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
3. 当社に対し、警察署に被害事実等の事情説明をしていることその他の詐取・盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

第2条(補てんの対象となる金額)

1. 前条の事由によりお客さまが損害を被った場合、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であり、かつ、お客様が、お客さまのユーザーネーム、各種パスワードおよび認証番号を詐取・盗取または払戻しが行われる以前に、次の各号のいずれかに該当していたことを当社が認めた場合には、当社は補てん対象額を減額するものとします。

- ①当社所定のセキュリティ対策を実施していないこと
- ②インターネット・バンキングに使用するパソコン(以下、単に「パソコン」という。)に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないこと
- ③パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用していること
- ④パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入しておらず、かつ、最新の状態に更新していない状態で稼働していること
- ⑤インターネット・バンキングに係るパスワードを定期的(3か月に一度)に変更していないこと
- ⑥(総合振込サービスをご利用の場合)当社が指定した正規の手順以外での電子証明書

を利用していること

⑦①～⑥以外の過失があること

2. 前条および前項の規定は、前条にかかる当社への通知が、ユーザーネーム、各種パスワードおよび認証番号の詐取・盗取が行われた日(当該詐取・盗取が行われた日が明らかでないときは、当該詐取・盗取にかかるユーザーネーム・各種パスワード・認証番号を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

第3条(補てんが行われない場合)

前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

1. お客さまに故意もしくは重大な過失または法令違反がある場合
(お客さまの重大な過失となりうる事例)
 - ・当社が注意喚起した手口またはそれに類似する手口であると認識し、または容易に認識し得たにもかかわらず、騙されて、ユーザーネーム/パスワード等を入力してしまった場合
 - ・他人にユーザーネームやパスワード等を知らせた場合
 - ・ユーザーネーム、各種パスワード、認証番号、カードの裏面画像や裏面の表の情報等を、他人が容易にアクセス可能なお客さまの携帯電話機やスマートフォンのメモ情報やパーソナルコンピュータ、インターネット上のデータ保管サービス(電子メールやクラウドサービス等)に保存していた場合
 - ・身に覚えのない預金残高の変動、ウィルス感染等により、インターネット・バンキングで不正な払戻しが行われる可能性を認識し、または容易に認識し得たにも関わらず、当社への通知を行われていない場合
 - ・その他、お客さまの「故意」と同視しうる程度にお客さまが注意義務に著しく違反している場合
2. お客さまの役職員(派遣社員や委託先の職員等のお客さまの関係者を含むものとします。)が自ら払戻しを行い、もしくは加担した場合
3. お客さまが、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
4. 不正な払戻しが発生した日の翌日から31日以降にお客さまから通知があった場合
5. お客さまが他人に譲渡・貸与または担保差入されたコンピュータの使用により不正な払戻しが発生した場合
6. お客さまが当社が定める規定に違反したことにより不正な払戻しが発生した場合
7. システムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合
8. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正な払戻しが発生

した場合

第 4 条(保険契約がある場合の取り扱い)

第 1 条の事由により、お客さまが被った損害の全部または一部に対して、保険金を支払うべき保険契約がある場合は、本規定により行われる補てんの額が減額される場合があります。

第 5 条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB 上に掲示します。

第 6 条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB 上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上